最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成十七年一月一日以後になされ、かつ、その型式の設計について最初の法第十二条第一項の規定による型式証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為（以下「型式証明等」という。）の申請の受理その他の行為（以下「申請の受理等」という。）が平成二十八年一月一日前になされたもの	航空運送事業の用に供するタービン発動機を装備した最大離陸重量が二千二百五十キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成十七年一月一日以後になされ、かつ、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日以後になされたもの	航空運送事業の用に供するタービン発動機を装備した最大離陸重量が二千二百五十キログラムを超え五千七百キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成十七年一月一日以後になされ、かつ、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日以後になされたもの
一　（略） 二　（略） 三　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うものにあつては、操縦室用音声記録装置が音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置	国際民間航空条約の附属書六第一部第四十改訂版に規定するタイプⅡの飛行記録装置（方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量（方向舵の変位量が方向舵ペダルに反映されない航空機にあつては、方向舵ペダルの操作量及び方向舵の変位量）、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量（昇降舵の変位量が操縦桿に反映されない航空機にあつては、操縦桿の操作量及び昇降舵の変位量）及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量（補助翼の変位量が操縦輪に反映されない航空機にあつては、操縦輪の操作量及び補助翼の変位量）を〇・一二五秒以下の間隔で記録し、かつ、垂直加速度、横加速度及び縦加速度を〇・〇六二五秒以下の間隔で記録することができるものに限る。）、クラスCの航空機映像記録装置又は航空機情報記録システム（以下この表において「タイプⅡの飛行記録装置等」という。） 一　タイプⅡの飛行記録装置等 二　操縦のために二人を要するものにあつては、連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システム 三　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うものにあつては、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムが音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置	

最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成十七年一月一日以後になされたもの	（新設）	
一　（略） 二　（略） （新設）	（新設）	（新設）